

【第2号議案】

令和元年度 決算報告書

(自 平成31年年4月1日 至 令和2年3月31日)

1 収支計算書

(1) 収入の部

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	摘 要
前年度繰越金	6,048	6,048	
負担金収入	39,000	39,000	広島県租税教育推進協議会 19,000 庄原市 20,000
協力金収入	25,000	25,000	中国税理士会広島県北部支部庄原部会 5,000 庄原税務署管内納税貯蓄組合連合会 5,000 庄原市青色申告会連合会 5,000 公益社団法人 庄原法人会 5,000 庄原間税会 5,000
合 計	70,048	70,048	

(2) 支出の部

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	摘 要
副教材作成費	4,800	4,752	税のカレンダー
租税作品展示費	10,000	7,352	租税作品展示用の消耗品購入代
租税教育表彰費	35,000	47,700	租税作品表彰式に係る副賞購入代等
定期総会経費	3,500	1,360	フラットファイル(資料編てつ)、飲料代
通信費	3,500	3,462	切手代
消耗品費	10,000	1,755	
雑費	800	760	残高証明書、振込手数料
次年度繰越	2,448	2,907	
合 計	70,048	70,048	

会計監査報告

上記の令和元年度決算報告を監査した結果、適正な会計処理がなされていることを認めます。

令和 2年 5月 11日

会計監事 広島県北部県税事務所

収納管理課長

増田聖剛



【第4号議案】

令和2年度 予算（案）

（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1 収入の部

（単位：円）

科 目	前年度決算額	予算額	増減	摘 要
前年度繰越金	6,048	2,907	-3,141	
負担金収入	39,000	29,000	-10,000	広島県租税教育推進協議会 19,000 庄原市 10,000
協力金収入	25,000	25,000	0	中国税理士会広島県北部支部庄原部会 5,000 庄原税務署管内納税貯蓄組合連合会 5,000 庄原市青色申告会連合会 5,000 公益社団法人 庄原法人会 5,000 庄原間税会 5,000
合 計	70,048	56,907	-13,141	

2 支出の部

（単位：円）

科 目	前年度決算額	予算額	増減	摘 要
副教材作成費	4,752	4,800	48	税のカレンダー
租税作品展示費	7,352	8,000	648	租税作品展示用の消耗品購入代
租税教育表彰費	47,700	30,000	-17,700	租税作品表彰式に係る副賞等購入代
定期総会経費	1,360	1,000	-360	フラットファイル（資料編てつ）
通信費	3,462	5,500	2,038	切手代
消耗品費	1,755	3,000	1,245	
雑費	760	800	40	残高証明書、振込手数料
予備費	0	3,807	3,807	
次年度繰越	2,907	0	-2,907	
合 計	70,048	56,907	-13,141	

庄原地区租税教育推進協議会会則

第1条 名称

本会は、庄原地区租税教育推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

第2条 設立目的

この推進協議会は、庄原市内の国税関係機関、地方税関係機関及び教育関係機関が協力し、庄原市における租税教育の推進及び租税教育の充実のため環境整備を行うことを目的とする。

第3条 構成員

推進協議会は、次の者により構成する。

（国税関係機関）

庄原税務署長

（地方税関係機関）

広島県北部県税事務所長

庄原市長

（教育関係機関）

広島県北部教育事務所長

庄原市教育長

庄原市小学校長会会長

庄原市中学校長会会長

庄原市小中連合校長会会長

広島県立庄原格致高等学校校長

広島県立東城高等学校校長

広島県立庄原実業高等学校校長

広島県立西城紫水高等学校校長

第4条 幹事及び代表幹事

推進協議会には、庄原市教育長、広島県北部県税事務所長、庄原税務署長の3名を幹事として置く。

なお、代表幹事は庄原市教育長とする。

第5条 運営委員会

推進協議会の運営のために運営委員会を設ける。

運営委員会は、次の者により構成する。

(国税関係機関)

庄原税務署総務課長

広島東税務署筆頭税務広報広聴官

(地方税関係機関)

広島県北部県税事務所収納管理課長

庄原市税務課長

(教育関係機関)

広島県北部教育事務所所長の指名を受けた者

庄原市教育長の指名を受けた者

庄原市小学校長会会長の指名を受けた者

庄原市中学校長会会長の指名を受けた者

庄原市小中連合校長会会長の指名を受けた者

広島県立庄原格致高等学校校長の指名を受けた者

広島県立東城高等学校校長の指名を受けた者

広島県立庄原実業高等学校校長の指名を受けた者

広島県立西城紫水高等学校校長の指名を受けた者

第6条 会計監事

推進協議会には、会計監事を置く。

なお、会計監事は、次の職にある者とする。

広島県北部県税事務所 収納管理課長

第7条 役員の任務

代表幹事は、会務を総括し、この会を代表する。

幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故ある時はその職務を代行する。

第8条 運営委員の任務

運営委員は、代表幹事の命を受け業務遂行上必要な事務処理に当たる。

第9条 会計監事の任務

会計監事は、この会の会計を監査する。

第 10 条 事務局

推進協議会の事務局を庄原税務署に置く。事務局長は庄原税務署総務課長とする。

第 11 条 推進協議会の事業

推進協議会は、第 2 条 の規定する目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- 1 租税教育用副教材の作成・配付
- 2 租税教育研究会の開催
- 3 租税教室の開催
- 4 財政経済セミナー参加者の推薦
- 5 児童・生徒からの税に関する作文等の募集
- 6 租税教育推進表彰校の推薦
- 7 その他租税教育充実のための事業

第 12 条 推進協議会の会議

- 1 推進協議会は、毎年 1 回、5 月に定期総会を開催する。
- 2 定期総会においては、事業計画を決定するとともに、運営委員会委員を選出する。
- 3 運営委員会は、必要がある場合に随時開催するものとし、代表幹事が招集する。

第 13 条 経費及び事業年度

- 1 推進協議会の運営経費は、国、県及び市が負担する。
なお、負担割合及び負担方法については、別途定める。
- 2 推進協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終了するものとする。

第 14 条 推進協議会賛助会員

- 1 税務又は教育関係の民間団体等において、推進協議会の設立目的に賛同し、賛助会員に相応しい団体について、賛助会員として推進協議会に加入することができる。
- 2 賛助会員は、推進協議会にオブザーバーとして参加するほか、推進協議会の事業に協力する。

第 15 条 その他

この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成 6 年 2 月 8 日から実施する。
- 2 協議会の設立当初の事業年度は、第 11 条第 2 項の規定に係わらず、平成 6 年 2 月 8 日から平成 7 年 3 月 31 日とする。
- 3 この会則は、平成 11 年 5 月 25 日から実施する。
- 4 この会則は、平成 13 年 5 月 17 日から実施する。
- 5 この会則は、平成 16 年 6 月 1 日から実施する。
- 6 この会則は、平成 17 年 5 月 31 日から実施する。
- 7 この会則は、平成 18 年 5 月 31 日から実施する。
- 8 この会則は、平成 21 年 5 月 26 日から実施する。
- 9 この会則は、平成 25 年 5 月 23 日から実施する。